

令和4年度茅野市DX基本計画策定支援委託業務
公募型プロポーザル実施要領

令和4年5月

茅野市企画部DX推進室

令和4年度茅野市DX基本計画策定支援委託業務 プロポーザル実施要領

1 業務の目的

当市は、人口減少・少子高齢化による地域の担い手不足を解消するための手段の一つとして、「第2次茅野市地域創生総合戦略」の横断的施策に「暮らしやすい未来都市・茅野の構築」を位置づけ、デジタル等の先端技術を活用し、市民が便利で暮らしやすさを実感できる新たなサービスの展開と、新たな技術が地域内に持ち込まれることによる付加価値の高い新たな産業と雇用の創出を目指しています。

その実現に向けて、今年度を「茅野市DX元年」と位置付け、策定した「茅野市DX基本構想」を踏まえ、茅野市全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進と「デジタル田園健康特区」の実現に向けた具体的な内容を取りまとめる「茅野市DX基本計画」を策定します。

2 業務の概要

(1) 業務名称 令和4年度茅野市DX基本計画策定支援委託業務

(2) 委託期間 契約日から令和5年3月31日（金）まで

(3) 業務内容

① 茅野市DX基本計画に関わる事項

- ・地域の関係団体等からなる策定委員会において以下の内容を盛り込み、令和5年度～7年度までを計画期間とする「茅野市DX基本計画」を策定するに当たり、その内容を検討し決定するための助言や資料作成、先進地域の事例等情報や知見、ノウハウの提供、スケジュール管理等基本計画の策定に必要な支援の提供
- ・会議資料や会議録の作成等を含めた、茅野市DX基本計画策定委員会の運営補助
- ・その他DX基本計画策定に必要な支援の提供
(茅野市DX基本計画策定の内容)
 - 国のデジタル社会形成10原則やG20 Global Smart Cities Allianceの5原則等を踏まえたDX推進のための茅野市としてのルール策定
 - 課題解決やデジタル田園健康特区の実現のために優先してDXを推進すべき分野の選定及びWG等事業を実施するための推進体制の構築
 - 選定した分野において導入するサービス及びそのビジネスモデルの想定
 - 導入を検討するサービスを次年度以降実装し、運用するために必要な要素（技術やプレイヤー等）の明確化
 - DX推進の効果を明確化するためのKGI・KPIの設定
 - 学びの場の提供や市民へのDXの取組の情報発信等、DXの取組を進める上で市民の不安を取り除き、市民参加を促進するための手法や取組の想定
 - 茅野市DX基本構想の目標期間である令和12年度（2030年度）までのロードマップと、それらを踏まえた令和5年度～7年度までのロードマップ
 - その他、茅野市DX基本計画の策定やDX推進、デジタル田園健康特区の形

成に必要となる事項

- ② データガバナンス及びセキュリティマネジメントに関わる事項
 - ・DX推進に係るアセット管理やデータ運用基準、全体セキュリティマネジメント、PIAを含むリスクアセスメントの実施支援
 - ・その他、DXを推進するために必要な情報や知見の提供
- ③ その他の事項
 - ・DX推進の効果や未来像等を市民、関係者等にわかりやすく伝えるためのイメージ動画の作成
 - ・DXの推進や「デジタル田園健康特区」の実現にあたり必要な財政的支援等の情報提供及び申請支援

(4) 発注者 茅野市長 今井 敦 (茅野市企画部DX推進室扱い)

(5) 予算上限額 金 25,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

※この金額は、見積入札時の予定価格となるものではありません。

3 参加資格等

プロポーザルの参加資格（以下「参加資格」という。）は次のとおりとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 茅野市の競争入札参加資格を有していること又は有する見込みがあること。
- (3) 茅野市の入札参加停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 茅野市暴力団排除条例（平成24年茅野市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による再生又は再生手続きをしていないこと。

4 スケジュール

日程	内容
令和4年5月26日（木）	公募開始
令和4年6月2日（木）17時	参加申請書提出期限
令和4年6月7日（火）17時	質問受付締切
令和4年6月10日（金）～	質問回答
令和4年6月17日（金）17時	提案書類提出期限
令和4年6月22日（水）AM	プロポーザル審査会（書類審査）
令和4年6月24日（金）	審査結果の通知
令和4年6月下旬	業務仕様の決定
令和4年6月下旬	見積書提出
令和4年7月1日（金）（予定）	随意契約、審査結果の公表、業務開始

5 審査方法及び評価項目

本プロポーザルは、茅野市プロポーザル方式実施要綱第5条に規定する審査会において審査を行い、当該業務に最も適した提案を行ったと認められる提案者を特定します。

審査は、「令和4年度茅野市DX基本計画策定支援委託業務 プロポーザル審査要領」によるものとし、評価項目及び配点は以下のとおりとします。

NO.	評価項目	配点
1	業務理解度・取組意欲	30
2	実施体制・連絡体制	10
3	実行力	10
4	実績	30
5	知見・ノウハウ	10
6	情報力	5
7	先進地域とのコネクション	5

6 参加申請書の提出

(1) 提出書類

プロポーザル参加申請書（様式第2号(第9条関係)）

(2) 提出先

〒391-8501 長野県茅野市塚原二丁目6番1号

茅野市企画部DX推進室

担当：高橋 慶樹

電話：0266-72-2101（内線158）

電子メール：dx@city.chino.lg.jp

(3) 提出方法

期限までに電子メールにて提出してください。

7 質問

(1) 提出書類

質問書（様式第3号）

(2) 提出先

第6項(2)に同じ

(3) 質問受付締切

令和4年6月7日（火）17時

(5) 提出方法

第6項(3)に同じ。なお、提出された質問及びそれに対する回答は、参加申請書の提出者全員に対し6月10日（金）以降に電子メールにより送付します。

8 提案書類の提出

(1) 提案書類（様式任意）

① 企画提案書

本業務における業務内容に対し、提案・実施を予定する事業内容に係る次の事項について記載してください。なお、必要に応じて資料を添付してください。

- ・ 事業内容に関する作業区分ごとの実施概要
- ・ 人員体制（担当者の経歴、実績、能力等含む）
- ・ 実施スケジュール
- ・ その他、情報の収集力、先進地域等とのコネクション等、本業務の実施にあたって特にアピールしたい事項

② 業務実績調書

同規模自治体での類似業務等の実績、国内外のスマートシティ・「スーパーシティ」構想の支援実績、都市OSの導入実績やその知見等に係る次の事項を記載してください。なお、必要に応じて資料を添付してください。

- ・ 業務名称
- ・ 発注者名
- ・ 業務期間
- ・ 契約金額（業務規模）

③ 見積書

- ・ 法人の所在地、名称及び代表者名を記載すること。
- ・ 予算上限額を超えないこと。
- ・ 内訳書を添付すること。なお、内訳書には事業内容の作業区分ごとに数量（人工積算可能なものは工数）、単価、金額を記載すること。

(2) 様式

上記をA4縦、PDFデータで作成すること。

(3) 提出先

第6項（2）に同じ

(4) 提出期限

令和4年6月17日（金）17時

(5) 提出方法

期限までに書類一式を紙で8部（正本1部、審査会における選考用7部）提出するとともに、電子メールにてデータを提出してください。

(6) 注意事項

- ① 提出後の変更、差し替え、追加又は再提出は認めません。
- ② 提案は1参加者につき1案のみの提出とします。

9 審査会

提出された提案書類に基づく審査会を次のとおり実施します。

(1) 実施日時 令和4年6月22日（水）

(2) 実施方法 提出された提案書類に基づき審査を行います（事業者へのヒアリングは実施しません）。

(3) 結 果

① 審査会による最適者の特定後、提案書類を提出した者に審査結果を速やかに通知します。なお、電話による問合せには応じません。

② 審査結果は契約締結後に、当市のホームページ上で公表します。

10 契約の締結等

審査の結果、市は最適者として特定された者（以下、「特定者」という。）と協議を行い、当該業務に係る仕様を決定するとともに、特定者と契約を締結します。

ただし、仕様の決定に係る協議が整わない場合にあっては、次点の提案者と協議の上、契約を締結する場合があります。

11 その他

(1) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

① 提出期限を過ぎて書類が提出された場合

② 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

④ 公表内容に違反すると認められる場合

(2) 提案書類の作成等、このプロポーザルに要する費用は参加者の負担とします。

(3) 提出された書類の返却はしません。

(4) 著作権や特許権等の取扱い

著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物や特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、提案者がその使用に関する責任を負うものとします。

(5) 第 6 項に掲げる参加申請書を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出してください。

(6) 本プロポーザルに係る提案書類及び審査結果（提案者名、採点結果等）は、すべて公表対象とします。

(7) 提案者は、参加申請書の提出をもって、本要領の記載内容に同意したものとします。